除雪作業による事故を防ごう

慣れ・油断・過信が事故を招きます。
ご家庭やご近所で声をかけ合いましょう。

除雪中のケガに注意！

除雪作業や屋根雪下ろし中の事故が発生しています。

⚠ 除雪作業の注意事項



除雪作業は必ず２人以上で行いましょう

- いつでも連絡が取れるよう携帯電話を忘れない
- 疲れたらすぐにひと休み、水分補給を忘れない
- 除雪機の雪詰まりを取り除く際はエンジンを切り、雪かき棒を使用

屋根雪下ろしは危険がいっぱい、万全の準備をしましょう

- 屋根雪下ろしは絶対に２人以上で、ヘルメットを必ず着用
- はしご、脚立は足元をしっかりと固定
- 足元の雪をしっかりと固め、足場を確保



こんなことに注意して**安全な作業**を心がけましょう

県内過去10年（平成28年度～令和７年度）の雪による被害状況

- 死傷者は、422人
- 死傷者のうち、**死亡者**は**27人**
- 令和７年度は、**死亡者全員（２人）**が**高齢者**でした



死傷事故の要因

- **高所から転落する**
  屋根やはしごから転落する。
- 除雪機に巻き込まれる
  雪を砕く回転刃に巻き込まれる。
- 水路に転落する
  除雪作業中にあやまって水路に転落する。
- 体調が急変する
  疾病発症により短時間で重篤な状態になる。

- **高さ４m未満からの転落**も**重傷・死亡事故**につながっています。過信は禁物！
- １人での作業は**発見が遅れ**、重大事故につながりやすくなります。

２人で作業できない場合は、周りに一声かけましょう！

安全な雪下ろし10のポイント

ポイント1 日頃の準備

- 建物がどの程度の雪に耐えられるか把握しておきましょう。
- 降雪時にはテレビ、新聞等で継続的に情報を確認し、雪下ろしの時期や必要性を判断しましょう。

ポイント2 安全な服装



- ヘルメットを着用しましょう(頭部の保護)。
- 転倒した場合でも滑りにくいものを着用しましょう。
- 着膨れせず動きやすい服装にしましょう。
- 長靴は荒縄などで滑り止めの工夫をしましょう。

ポイント3 命綱の使用

- 転落防止のため命綱を使用しましょう。
- 万一転倒した場合でも屋根の上で留まる長さに調整しましょう。
- 命綱として使用するロープは、強度があって滑りにくく結び目がほどけにくいものを使用し、反対側の家の柱や大きな木、命綱固定用のアンカーに結びつけるなど、状況に応じた工夫をしましょう。
- 命綱を体に固定するには安全帯(墜落制止用器具)を使用しましょう。

ポイント4 使いやすい除雪道具



- アルミ製のスコップやスノーダンプなど軽くて雪が付着しにくいものを使用しましょう。
- 雪がつきにくくなるスプレーなども活用しましょう。
- 雪の投棄場所を考えて波板などを効果的に活用しましょう。

ポイント5 はしごの固定

- 転倒防止のため、はしごの足元を固め、頭部をロープで固定しましょう。
- 長さは、軒先から少し高く架けることができるものを使用し、屋根に対して真っ直ぐに適切な勾配で架けましょう。
- アルミ製のはしごは濡れていると滑りやすいので、靴底の雪を落とすなど注意しましょう。



ポイント6 複数での作業

- １人での作業は、事故が発生した際に発見が遅れる可能性があるため、複数で行いましょう。
- やむを得ず１人で作業する場合は、家族や近所に声をかけ、時々様子を見てもらいましょう。

ポイント7 足場の確保

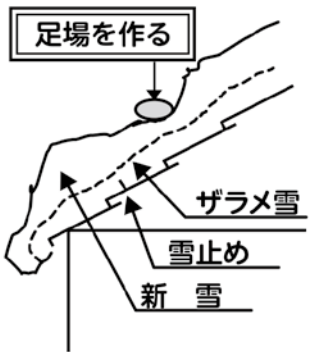

- 軒先は瓦の雪止めの位置を確認し、雪止めより先では作業をしないようにしましょう。
- 足元の雪をしっかり固めましょう。
- 雪止めより上部に足場を作って作業を行い、最後に足場から下の軒先部分を取り除くと安全です。
- 下層のザラメ雪は滑りやすいので注意が必要です。雪は全部取らず、厚さで20～30cmは残しましょう。
- はしごからの最初の一歩、最後の一歩は特に注意が必要です。

ポイント8 無理な作業はしない



- 無理な体勢での作業は危険です。
- 少しずつ何回かに分けて下ろしましょう。
- スノーダンプなどに引きずられることがあります。その場合はすぐに手を離して身を守りましょう。

ポイント9 落雪などにも注意



- 地上での作業では、屋根からの落雪に十分注意しましょう。
- 片側の屋根だけ下ろすと、建物に偏った荷重がかかり倒壊につながる恐れがあります。バランスよく下ろしましょう。

ポイント10 体調の管理

- 雪下ろしは大変な重労働です。必ず準備運動をしましょう。
- 十分に休憩を取り、水分を補給しながら作業しましょう。

県内各市町の除雪費支援制度（R8.10.1現在）

※除雪費支援制度は制度が変更となる場合がありますので、ご利用にあたっては右端に記載の担当課連絡先にお問合せください。

市町名	支援内容	支援対象者	支援額	担当課・連絡先
福井市	自力で屋根雪下ろしが困難な1人暮らし等高齢者を対象に、雪下ろし費用の一部を助成	下記の要件をすべて満たす世帯 ①65歳以上の1人暮らし高齢者世帯、65歳以上の高齢者のみの世帯、その他特に必要と認められる世帯 ②市民税非課税または均等割のみ課税の世帯 ③自力で雪下ろしが困難である世帯 ④親族から雪下ろしの支援や経済的援助が受けられない世帯 いずれも生活保護世帯は除く	1冬期1世帯当たり 5,000円まで	地域包括ケア推進課 TEL：0776-20-5400 E-mal：houkatsucare@city.fukui.lg.jp
坂井市	高齢者等が住宅の屋根雪下ろしを区や業者等に依頼したときの費用の一部を助成	①から④のすべてに該当し、かつ世帯の全員が⑤の(a)～(e)のいずれかに該当する方 ①坂井市内に居住 ②自力で住宅の屋根雪下ろしが困難 ③市民税非課税世帯 ④坂井市および隣接市町に2親等以内の親族（高齢者や障がい者の場合を除く）がいない ⑤(a)65歳以上の高齢者 (b)障がい者（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者） (c)義務教育終了前の者 (d)母子父子寡婦法に定める配偶者のない女子で、現に義務教育終了前の者を扶養している者 (e)寡婦	①住宅の屋根雪下ろしに要した経費8,000円以内／1回当たり ②区等で出動される場合は、@2,000円×4時間（作業人員1人当たり）を目安としてください。	坂井市　高齢福祉課 TEL：0776-50-3040 E-mail：kourei@city.fukui-sakai.lg.jp
大野市	雪下ろしや除排雪作業が困難な高齢者世帯への助成券の交付	市民税非課税世帯で、雪下ろしや除排雪作業を依頼できる親族がいない次のいずれかの要件に当てはまる世帯 ①65歳以上の高齢者のみの世帯 ②障がい者のみの世帯 ③65歳以上と障がい者のみの世帯	1世帯当たり、15,000円 (5,000円×3枚)	健康長寿課 TEL：0779-65-7333 E-mail：kenko@city.fukui-ono.lg.jp
	地域で屋根雪下ろし等を行う自治会への補助	雪下ろし作業者名簿に登録し、地域で雪下ろしや除排雪作業を行う自治会	自治会1団体当たり 20,000円／単年度 ※区内の若者（50歳未満）参加による加算あり	地域文化課 TEL：0779-64-4834 E-mail：chiiki@city.fukui-ono.lg.jp
	除排雪資機材購入への補助 ①屋根雪下ろし資機材 ②手押し式小型除雪機		①対象経費の1／2 （上限額60,000円） ②対象経費の1／2 （上限額300,000円）	防災防犯課 TEL：0779-64-4800 E-mail：bosai@city.fukui-ono.lg.jp
勝山市	高齢者等で雪下ろしが困難な世帯に対して費用の一部を助成	福祉票に登録されている方のうち、市民税非課税世帯に属し、かつ、地方税法に規定する扶養親族となっていない方で、次のいずれかに該当する方 ①65歳以上の高齢者のみの世帯 ②身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた者（以下「身体障がい者等」という。）のみの世帯または身体障がい者等と65歳以上の高齢者のみの世帯 ③配偶者のいない女性と、中学生以下の児童・生徒からなる世帯	10,000円／回 1冬期間2回まで （一部地域は4回）	健康体育課　介護福祉係 TEL：0779-87-0888 E-mail：choju@city.katsuyama.lg.jp
	雪下ろし支援事業登録作業者への謝金	事前に登録された高齢者世帯等の除雪にあたる作業員（地域住民や建設業者など）	登録1年目 10,000円／人（上限100,000円） 登録2・3年目 5,000円／人（上限50,000円）	
永平寺町	高齢者等で屋根雪下ろしが困難な世帯に対して費用の一部を助成	住民税が非課税であり、自力または家族・親族等の援助による屋根の除雪が困難と認められる世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯 ①65歳以上の1人暮らし高齢者世帯 ②65歳以上の高齢者夫婦世帯（夫婦のどちらかが70歳以上の場合を含む） ③1人暮らし身体障害者世帯 ④①から③に準じ、特に必要と認められる世帯	1世帯1回当たり　11,000円 ※1世帯当たり1冬期につき2回まで	福祉保健課 TEL：0776-61-3920 E-mail：fukushi@town.eiheiji.lg.jp
	地域で屋根雪下ろし等を実施した自治会への助成	地域で除雪等を実施した自治会		
鯖江市	屋根雪下ろし等が困難な世帯への助成	世帯員全員の住民税が非課税であり、家族・親戚等の援助により除雪を実施できない世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯 ①在宅の1人暮らし身体障がい者世帯 〔身体障害者手帳（1～3級）所持者のうち肢体、視覚および聴覚に障がいのある人〕 ②在宅の1人暮らし知的障がい者世帯〔療育手帳所持者〕 ③在宅の1人暮らし精神障がい者世帯〔精神保健福祉手帳所持者〕 ④在宅の1人暮らしで介護保険における要介護3以上の認定者世帯 ⑤65歳以上の高齢者のみの世帯員（独居を含む） ⑥①から⑤に準じ、特に必要と認められる世帯（ひとり親世帯等）	地域ぐるみの組織が除雪した場合 1世帯当たり10,000円 ※1世帯当たり1冬期1回まで 業者もしくは事業登録したボランティアが除雪した場合 1世帯当たり上限10,000円 （実費額に対して） ※1世帯当たり1冬期1回まで	長寿福祉課高齢福祉グループ TEL：0778-53-2219 E-mail：SC-ChojuFuku@city.sabae.lg.jp
越前町	自力での雪下ろしや排雪作業が困難な高齢者世帯等に対して費用の一部を補助	次の①～⑤いずれかに該当する世帯のうち自力で屋根等の除雪が困難な世帯で、町民税非課税、かつ区長または民生委員児童委員が必要と認める世帯とする。ただし、町内および隣接市町に屋根雪下ろしを依頼できる2親等以内の親族がいる世帯は除く。 ①おおむね65歳以上の1人暮らし世帯 ②おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯 ③身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の1人暮らし世帯 ④母子世帯 ⑤①～④に準ずると認められる世帯	対象経費の1／2 （上限額：作業人夫賃は1時間当たり2,500円 1冬期間の補助金の額は20,000円）	障がい生活課 TEL：0778-34-8723 E-mail：syougai@town.echizen.lg.jp
南越前町	冬期間、高齢者の安心できる在宅生活を支援するため、除雪等に支援金を支給する。	・住民税非課税世帯で町内および隣接市町に1親等親族が住んでいないなど真に除雪等が困難と認められる下記世帯。 ①65歳以上の高齢者のみ世帯 ②1人暮らしの身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳所持者世帯	作業員1時間当たり ・屋根雪下ろし　1世帯2,000円 ・住宅通路除雪　1世帯1,200円 ※ただし限度額 それぞれ12,000円／年	健康福祉課 0778-47-8007 E-mail:kenkou@town.minamiechizen.lg.jp
敦賀市	屋根雪下ろしが困難な世帯などで、家屋の積雪量がおおむね70㎝以上になり、事業者や近所の人などに雪下ろしを依頼した場合、除雪費用の一部を助成	次のいずれかに該当する市民税非課税世帯 ①高齢者（65歳以上の方）世帯の方 ・高齢者のみの世帯　・高齢者と18歳未満の子どもで構成されている世帯 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方 ・障がい者のみの世帯　・障がい者と18歳未満の子どもで構成されている世帯 ・障がい者と高齢者で構成されている世帯 ※ただし、①②いずれも生活保護を受けている世帯は対象外	1世帯につき1回7,000円（上限額） ただし、1冬期間2回まで	①長寿健康課 TEL：0770-22-8124 E-mail：choju@ton21.ne.jp ②障がい福祉課 TEL：0770-22-8176 E-mail：syougai@ton21.ne.jp

○高齢等で屋根雪下ろしが困難な方が雪下ろしを依頼したい場合は、お住まいの市町担当課にお問合せください。



福井県土木部土木管理課

TEL 0776-20-0469
FAX 0776-22-8164
E-mail kanrika@pref.fukui.lg.jp

福井県土木部建築住宅課

TEL 0776-20-0506
FAX 0776-20-0693
E-mail kenjyu@pref.fukui.lg.jp

所在地 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1